

川崎市土地開発公社定款

昭和47年12月23日川崎市議会議決
昭和48年1月26日主務大臣認可
昭和48年2月1日法人設立登記

最終改正 平成20年7月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 公社は、川崎市土地開発公社と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、川崎市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社の事務所は、川崎市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、川崎市公告式条例（昭和25年川崎市条例第28号）の例による。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以内（うち理事長1人及び専務理事1人）

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、3人以内は常任とする。

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。

3 理事は、規程の定めるところにより公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、川崎市長が任命する。

2 理事長は、川崎市長が指名した者をもって充てる。

3 専務理事は、理事長が指名した者をもって充てる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員)

第11条 会社の事務を処理させるため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的事項を記載した書面を付して要求があったとき、理事長が招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面による表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面によって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事長は、緊急の必要により会議を開催するいとまがないときは、持回りの方法により、各理事の表決を求めることができる。

3 前2項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款又は業務方法書の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

- ホ 観光施設事業の用に供する土地
- へ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、20,000,000円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(財務諸表)

第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付して5月31日までに川崎市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は、第17条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、川崎市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第26条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、川崎市議会の議決を

経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを川崎市に帰属させる。

(規程への委任)

第27条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この定款変更は、昭和50年5月15日から施行する。

附 則 (昭和63年12月16日)

この定款変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。(平成元年4月25日)

附 則 (平成2年2月5日)

この定款変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。(平成2年5月21日)

附 則 (平成19年7月31日)

この定款変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。(平成19年11月26日)

附 則 (平成20年7月22日)

この定款変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第7条第4項及び第18条第1項第1号イの変更規定は、平成20年12月1日から施行する。(平成20年10月23日)